

財団法人広島海員会館寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この財団は、財団法人広島海員会館（以下「この財団」という。）という。

(事務所)

第2条 この財団は、事務所を広島市に置く。

(目的)

第3条 この財団は、船員及びその家族並びに海事関係者の福利厚生と文化の向上を図り、広島港の発展と海運の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この財団は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 船員及びその家族並びに海事関係者の宿泊、休養、慰安に関すること。
- (2) 船員の教養及び文化の向上に関すること。
- (3) その他この財団の目的を達成するために必要なこと。

第2章 資産及び会計

(資産)

第5条 この財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業にともなう収入
- (5) 補助金及び助成金
- (6) その他の収入

(基本財産及び普通財産)

第6条 この財団の資産のうち次に掲げるものを基本財産とし、それ以外のものを普通財産とする。

(1) 理事会の議決により基本財産として組入れたもの

(2) 基本財産として指定して寄附を受けたもの

(資産の管理)

第 7 条 この財団の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

2 基本財産は、これを処分し又は担保に供することができない。ただし、止むを得ない理由があるときは、理事会において出席理事の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、中国運輸局長の承認を得て、その一部に限り処分し又は担保に供することができる。

(経費)

第 8 条 この財団の経費は、基本財産の果実及び普通財産をもって充てる。

(事業年度)

第 9 条 この財団の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終る。

(剰余金の処分)

第 1 0 条 毎事業年度の決算において、剰余金を生じたときは、理事会の議決を得て、その全部又は一部を、基本財産に繰り入れるか若しくは翌年度の普通財産に繰越すものとする。

(会計書類等)

第 1 1 条 理事長は、毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支に関する決算書類

(3) 財産目録

(4) その他必要な附属書類

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の書類及び報告書について理事会の承認を得た後、これを事務所に備え付けて置かなければならない。

第3章 役員等

(役員)

第12条 この財団に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 4名以内
- (3) 常務理事 1名
- (4) 理事 11名以内(理事長、副理事長及び常務理事を含む)
- (5) 監事 2名以内

(役員を選任)

第13条 理事長は、広島市長の職にある者をもって充る。

- 2 副理事長は、理事会の同意を得て理事の中から理事長が任命する。
- 3 常務理事は、理事会の同意を得て理事の中から理事長が任命する。
- 4 理事及び監事は、この財団と関係をもつ者又はその団体の役職員の中から理事会の同意を得て理事長が任命する。

(役員の職務)

第14条 理事長は、この財団を代表し、会務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは理事長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長を補佐してこの財団の会務を掌理する。
- 4 理事は、理事会を組織して会務を執行する。
- 5 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第16条 役員は、次の各号の1に該当するときは、理事会においてその役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員 の 報酬)

第 1 7 条 役員はすべて無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 常勤の役員の報酬は、理事会の議決を得て、理事長が定める。

(顧問)

第 1 8 条 理事長は、理事会の同意を得て学識経験者の内から顧問若干名を委嘱することができる。

2 顧問は、理事長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

第 4 章 理事会等

(構成)

第 1 9 条 理事会は、理事をもって構成する。

(招集等)

第 2 0 条 理事会は、理事長が必要と認めたとき招集し、理事長がその議長となる。

2 理事長は、理事の 2 分の 1 以上又は監事から会議の目的である事項を示して理事会招集の請求があったときは、その請求のあった日から 1 0 日以内にこれを招集しなければならない。

3 理事会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって、開催日の 3 日前までに通知しなければならない。

(議決事項)

第 2 1 条 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) その他の重要事項

(定足数等)

第 2 2 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 2 3 条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第 2 4 条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指命した出席理事 2 名以上がこれに署名押印するものとする。

(1) 会議の目的である事項、日時及び場所

(2) 理事数及び出席者数

(3) 議事の経過の概要及びその結果

3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

(事務局)

第 2 5 条 この財団に事務局を置く。

2 事務局に関する規定は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

第 5 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 2 6 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席理事の 4 分の 3 以上の議決を得て、かつ、中国運輸局長の認可を受けなければならない。

(解散)

第 2 7 条 この財団は、理事会において、出席理事の 4 分の 3 以上の議決を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第 2 8 条 この財団の解散に伴う残余財産の処分は、理事会において、出席理事の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、中国運輸局長の許可を受けて本会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第 6 章 雑則

(細則)

第 2 9 条 この寄附行為に定めるもののほか、この財団の事業の運営上、必要な細則は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この財団設立の許可のあった日から施行する。
- 2 本会設立当初の事業年度は、第 9 条の規定にかかわらず設立の日に始まり、昭和 49 年 3 月 3 1 日に終わるものとする。
- 3 この財団の設立当初の役員は、第 1 3 条の規定にかかわらず、設立発起人会において選任されたものとし、その任期は、第 1 5 条の規定にかかわらず、設立後最初の理事会までとする。
- 4 この財団の設立時における基本財産は 1 , 0 0 0 万円とする。

附 則

この寄附行為は、昭和 6 2 年 1 0 月 2 9 日から施行する。